

# 入札説明書

## 1 入札に付する事項 先天性代謝異常等検査機器及びシステム

### (1) 契約方法

一般競争入札とする。

### (2) 納入の期限

別紙1「仕様書」による。

### (3) 購入物品等の名称、数量、特質等について

別紙1「仕様書」による。

### (4) 納入の場所

別紙1「仕様書」による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年8月6日付け沖縄県公報定期第5240号に登載している「特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告」及び「特定調達契約に係る一般競争入札の公告」に掲げる要件をすべて満たすこと。

## 3 入札参加資格申請等に必要な書類

別紙3「申請書等提出確認書」を令和6年8月30日（金）までに提出すること。

提出する際の添付資料は、日本語（日本語以外の資料については、日本語訳を添付）とし、項目ごとにインデックスを付して、紙ファイル等により綴じて提出すること。

また、機能等証明書の作成にあたっては、各仕様項目について、要求仕様を満たしているか回答欄に○又は×を記入し、実際に納品する仕様内容を確認できる資料等（製品仕様書、カタログ、メーカーの証明書等）を必ず添付すること。また、添付資料の中で特に重要とされる箇所などには、マーク、○囲み等によりわかりやすく表示すること。

なお、提出された「申請書等提出確認書」について、不備が認められたときは、受理しませんので、余裕をもって提出すること。

## 4 入札保証金に関する事項

別紙4「入札保証金説明書」による。

## 5 入札金額及び落札金額について

### (1) 入札金額について

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 落札金額について

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とする。

## 6 入札書の提出方法

入札書は、郵送による場合を除き、8の日時及び場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

郵送による入札を希望する場合は、簡易書留郵便により、令和6年9月17日(火)午前11時までに沖縄県庁舎3階こども未来部子育て支援課に提出すること。

## 7 入札書、委任状及び質問書の様式について

別紙5「入札書、委任状及び質問書」のとおり。

## 8 入札執行の日時及び場所

令和6年9月17日(火)午後2時 沖縄県庁舎3階第5会議室

## 9 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

## 10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。  
なお、入札回数は3回(1度目の入札を含む)までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11 入札執行人及び立会人

沖縄県こども未来部子育て支援課職員

12 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

名 称 沖縄県こども未来部子育て支援課母子保健班

所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2457

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又

は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年の間に履行期間が到来した2つ以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

なお、この場合、履行した契約に係る契約書の写しも提出するものとする。

※「過去2年の間」とは応札時点を起点として過去2年間である。

※落札者が支社等の場合、当該支社が締結した契約のみが対象となる。

15 再委託の制限について

県から委託を受けた業務を再委託する際は、再委託をする事前に申請書を提出し、承認を受ける必要があるため留意すること。

再委託が可能な業務の範囲や金額、委託先等については制限があるため、契約書案及び仕様書を確認すること。

※「再委託」とは、契約の履行にあたり、履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任含む）または請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言う。

委託用務の全部又は一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、再委託に該当するため、発注前の申請手続きが必要である。

なお、物品納入契約の履行に必要な物品の仕入れ、製造・請負契約の履行に必要な原材料・資機材等の買入れ又は借入れは、再委託に該当しない。

## 16 質問事項について

- (1) 質問事項がある場合は、別紙5「入札書、委任状及び質問書」の「質問書」にて令和6年8月19日（月）午後5時までに沖縄県こども未来部子育て支援課母子保健班あて提出してください。
- (2) 質問事項への回答については令和6年8月26日（月）午後5時までに沖縄県こども未来部子育て支援課ホームページ上に掲載します。質問がない場合は掲載しません。

掲示期間は、令和6年9月17日（火）午後5時までとします。